

(別添)

「ベトナム向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成22年8月25日付け食安発第0825第5号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、22水漁第1110号水産庁長官通知) 別紙「ベトナム向け輸出水産食品の取扱要領」 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	現 行
<p style="text-align: right;">(作 成 日) 平成22年8月25日 (最終改正日) <u>平成29年5月1日</u></p> <p>1. ～ 8. (略)</p> <p>9. 衛生証明書の発行手続(活水産動物を輸出する場合を除く。)</p> <p>(1) 輸出者は、<u>別添1に規定する検査を行い、最終加工施設、又は最終保管施設(法第27条に規定する輸入の届出を行い輸入された水産食品であって、かつ日本国内で4.(1)のエ～カのいずれの処理も行わずにベトナムへ輸出し、全量がベトナムから再輸出される水産食品を保管する施設に限る。)</u>を所管する都道府県等の証明書発行機関に、別紙様式8、別紙様式9(Iを英語で記入したもの)及び以下の書類を添付して、衛生証明書の発行を申請する。なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム(以下「NACCS」という。)による申請を行う場合にあっては、<u>別添2</u>によるものとする。</p> <p>ア <u>別紙様式8の1.</u>の記載内容が確認出来る関係書類(インボイスの写し、パッキング・リストの写し、船荷証券(BL)又は航空貨物運送状(AWB)の写し等。(2)において同じ。)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 証明書発行機関は、<u>別紙様式8の1.の記載内容と関係書類の内容が合致していることを確認した上で、輸出者から提出された別紙様式9にReference No.、証明書発行機関名及び発行年月日を追記し、担当者が署名し、印章を押印し、衛生証明書を発行する。</u></p> <p>なお、「Reference No.」については、都道府県等において独自に管理を行うこと。</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>10. 食用水産品の証明書の発行手続(活水産動物を輸出する場合に限る。)</p>	<p style="text-align: right;">(作 成 日) 平成22年8月25日 (最終改正日) <u>平成29年3月17日</u></p> <p>1. ～ 8. (略)</p> <p>9. 衛生証明書の発行手続(活水産動物を輸出する場合を除く。)</p> <p>(1) 輸出者は、最終加工施設、又は最終保管施設(法第27条に規定する輸入の届出を行い輸入された水産食品であって、かつ日本国内で4.(1)のエ～カのいずれの処理も行わずにベトナムへ輸出し、全量がベトナムから再輸出される水産食品を保管する施設に限る。)を所管する都道府県等の証明書発行機関に、別紙様式8、別紙様式9(Iを英語で記入したもの)及び以下の書類を添付して、衛生証明書の発行を申請する。なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム(以下「NACCS」という。)による申請を行う場合にあっては、<u>別添</u>によるものとする。</p> <p>ア <u>別紙様式8</u>の記載内容が確認出来る関係書類(インボイスの写し、パッキング・リストの写し、船荷証券(BL)又は航空貨物運送状(AWB)の写し等)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 証明書発行機関は、<u>ベトナム国内での消費を目的とする水産食品においては登録施設で最終的に加工されたこと、全量がベトナムから再輸出される水産食品においては4.(2)の要件を満たす施設で最終的に加工又は保管されたこと及び当該食品が食品衛生法上流通が可能であることを確認した場合、輸出者から提出された別紙様式9にReference No.、証明書発行機関名及び発行年月日を追記し、担当者が署名し、印章を押印し、衛生証明書を発行する。</u></p> <p>なお、「Reference No.」については、都道府県等において独自に管理を行うこと。</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>10. 食用水産品の証明書の発行手続(活水産動物を輸出する場合に限る。)</p>

(1) 輸出者は、登録施設が所在する都道府県の水産部局に別紙様式10に別紙様式11（Iを記入したもの）及び関係書類（生産者の名称が記載され、当該生産者が署名した水揚げの報告書及び別紙様式11のIの内容が確認できる書類（インボイスの写し等））を添付し、食用水産品証明書の発行を申請する。なお、別紙様式11について、I. ⑧の欄で「Processed in Vietnam for reexport to Japan or other countries（日本や他国への再輸出のためのベトナムでの加工）」を選択した場合は、③の欄にName and Address of Establishment（施設の名前及び住所）のみを記入する（Registration of Number（登録番号）の記入は必要ない。）。

また、電子メール又はNACCSによる申請を行う場合にあつては、別添2によるものとする。

11.（略）

(1) 輸出者は、登録施設が所在する都道府県の水産部局に別紙様式10に別紙様式11（Iを記入したもの）及び関係書類（生産者の名称が記載され、当該生産者が署名した水揚げの報告書及び別紙様式11のIの内容が確認できる書類（インボイスの写し等））を添付し、食用水産品証明書の発行を申請する。なお、別紙様式11について、I. ⑧の欄で「Processed in Vietnam for reexport to Japan or other countries（日本や他国への再輸出のためのベトナムでの加工）」を選択した場合は、③の欄にName and Address of Establishment（施設の名前及び住所）のみを記入する（Registration of Number（登録番号）の記入は必要ない。）。

また、電子メール又はNACCSによる申請を行う場合にあつては、別添によるものとする。

11.（略）

(別添1)

ベトナム向け輸出水産食品の検査手順

1. 検査実施者

輸出者自らが定めた適切な品質確認者（食品衛生責任者の資格を有する等、食品衛生の知識を有する者。以下「品質確認者」という。）が検査を実施する。

2. サンプルング

申請品目毎に1ロットとし、荷口の確認を行うとともに下記3.について、1ロットの梱包数（N）に応じて、以下に示す開梱数（n）を目安とする。

<u>1ロットの梱包数（N）</u>	<u>開梱数（n）</u>
$N \leq 150$	<u>3</u>
$150 < N \leq 1200$	<u>5</u>
$N > 1200$	<u>8</u>

※1ロットの梱包数が3に満たない場合は開梱数（n）は1とする。

3. 官能検査の実施及び結果の記録

品質確認者は、輸出の都度、官能検査を実施し、下記4.に掲げる

(新設)

官能検査基準を満たしていることを確認するとともに、別紙様式13に結果を、衛生証明書発行申請書（別紙様式8）の「2. 官能検査実施結果」に品質確認者氏名及び官能検査実施日を記載すること。

なお、結果の記録に当たっては、検査を実施した結果等が適切に確認できれば、別紙様式13によらず任意の様式を用いて差し支えないこと。

輸出者は、官能検査結果が記載された記録を3年間保管すること。

4. 官能検査基準

(1) 水産物（冷却、凍結、切り身等の簡易な加工品）

項目	判定基準
外観	<u>有毒魚種が含まれていないこと。</u> <u>鱗とひれにほとんど損傷がなく、鱗が簡単に抜け落ちない状態であること。</u> <u>皮膚表面には寄生虫が付いていないこと（冷凍、加熱食品及び高度加工品は除く）。</u> <u>包装され、破損がないこと。</u>
臭い	<u>魚類特有の臭いであり、鮮度低下に伴うアンモニア臭等の異臭がないこと。</u>
組織	<u>筋肉が引き締まって弾力があり、内臓もはっきりと識別でき、鮮度が良好であること。</u>

(2) 水産物（(1)を除く加工品）

項目	判定基準
外観	<u>形が整っており、損傷が無く、固有の色沢を有するものであること。</u> <u>包装され、破損がないこと。</u>
臭い	<u>固有の臭いであり、異臭がないこと。</u>
組織	<u>製品固有の性状を有すること。</u>

※品質確認者は、輸出される水産物について、(1)又は(2)のほか、以下の状況についても確認すること。

<p>1) <u>衛生的かつ適切な温度下で官能検査が行われていること。</u> 2) <u>申請内容と荷口が適合していること。</u></p>	
<p>(別添2) (略)</p>	<p>(別添) (略)</p>
<p>(別紙様式1) ~ (別紙様式7) (略)</p>	<p>(別紙様式1) ~ (別紙様式7) (略)</p>
<p>(別紙様式8) (略)</p> <p>2. <u>官能検査実施結果</u> <u>品質確認者氏名</u> <u>官能検査実施日</u></p> <p>3. <u>誓約事項</u> 当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。 (1) <u>上記</u>の記載事項が正しいこと。 (2) (略) (3) <u>法に適合した水産食品であること。</u> (4) <u>ベトナム国内での消費を目的とする水産食品においては、本要領の4.(1)の要件に適合した登録施設で最終的に加工されたこと。</u> (5) <u>全量がベトナムから再輸出される水産食品においては、本要領の4.(2)の要件に適合した施設で最終的に加工又は保管されたこと。</u> (6) <u>官能検査を実施した結果、本要領の別添1の4.に掲げる官能検査基準を満たしていること。</u> (7) ~ (10) (略)</p> <p>(申込書の記載等に関する注意事項) 1. ~ 4. (略)</p> <p>5. <u>登録を省略している施設(全量がベトナムから再輸出される水産食品を最終加工又は最終保管する施設)</u>については、営業許可証の写し等、輸出要件を満たす施設であることを確認するために必要な書類を添付すること。 6. (略)</p>	<p>(別紙様式8) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2. <u>誓約事項</u> 当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。 (1) <u>上記1</u>の記載事項が正しいこと。 (2) (略) (新設)</p> <p>(3) ~ (6) (略)</p> <p>(申込書の記載等に関する注意事項) 1. ~ 4. (略)</p> <p>5. 登録を省略している施設については、営業許可証の写し等、輸出要件を満たす施設であることを確認するために必要な書類を添付すること。 6. (略)</p>
<p>(別紙様式9) ~ (別紙様式12) (略)</p>	<p>(別紙様式9) ~ (別紙様式12) (略)</p>

(別紙様式13)

年 月 日

(新設)

ベトナム向け輸出水産食品の官能検査等実施記録

施設名 (登録番号※)		輸出水産物の品名	
輸出予定年月日		品質確認者氏名	

※登録番号については、登録施設のみ記載

官能検査等確認内容

(1) 水産物(冷却、凍結、切り身等の簡易な加工品)

項目	判定基準	品質確認者 署名※
外観	<u>有毒魚種が含まれていない。</u> <u>鱗とひれにほとんど損傷がなく、鱗が簡単に 抜け落ちない状態である。</u> <u>皮膚表面には寄生虫が付いていない(冷凍、 加熱食品及び高度加工品は除く)。</u> <u>包装され、破損がない。</u>	
臭い	<u>魚類特有の臭いであり、鮮度低下に伴うアン モニア臭等の異臭がない。</u>	
組織	<u>筋肉が引き締まって弾力があり、内臓もはっ きりと識別でき、鮮度が良好である。</u>	
その他	<u>衛生的かつ適切な温度下で官能検査を実施し た。</u>	
その他	<u>申請内容と荷口が適合していることを確認し た。</u>	

(2) 水産物 ((1) を除く加工品)

項目	判定基準	品質確認者 署名※
外観	形が整っており、損傷が無く、固有の色沢を有するものである。包装され、破損がない。	
臭い	固有の臭いであり、異臭がない。	
組織	製品固有の性状を有する。	
その他	衛生的かつ適切な温度下で官能検査を実施した。	
その他	申請内容と荷口が適合していることを確認した。	

※ (1) (2) の該当しない方の品質確認者署名欄には、(-) を記載すること。